

新公会計制度普及促進連絡会議 事業別分析検討部会報告書

～国民健康保険事業及び生活保護事業における事業別分析～

2023年6月2日
新公会計制度普及促進連絡会議

事業別分析部会 報告書 目次

1	事業別分析部会について	2
2	部会の研究事項	2
3	対象事業及び令和4年度の取り組み	2
	事例1 国民健康保険事業	3
	事例2 生活保護事業	8
4	全体のまとめと課題	15

1 事業別分析部会について

現在、全国の自治体で統一的な基準による財務書類が作成されています。しかし、その財務諸表の作成単位は「一般会計等」などの大きな単位であり、財務諸表活用という点では、問題が見えにくいという課題があります。

マネジメントに活用するためには、事業別・セグメント別の財務諸表を作成し、非財務情報と合わせて分析することが有効であると考えます。

平成30年6月に発足した事業別分析部会では、事業別の財務諸表を作成し、参加自治体間で比較分析をすることによって、効率的・経済的に行政運営を行っている他自治体の良い取り組みを分析し、施策に取り入れることを目標とします。

2 部会の研究事項

事業別分析部会の研究事項は次の3点です。

- (1) 事業別財務情報の作成手法の標準化・共通化
- (2) 他自治体同種事業との比較へ向けたコストの算入基準の明確化
- (3) 実際の決算数値による比較・分析の実施

3 対象事業及び令和4年度の取り組み

効率的な業務の実施方法を研究するため、令和4年度は、全ての自治体で実施している事業である国民健康保険事業と法定受託事務である生活保護事業の2事業を対象事業として分析を行いました。

なお、令和4年度は、参加団体が町田市と吹田市の2団体にとどまり、データ数の少なさから積極的な研究が困難であったため、2(3)の「実際の決算数値による比較・分析」のみを行いました。

分析に当たっては、「事業別比較分析シート」を使用して、町田市と吹田市の自治体の財務情報、非財務情報を調査した後、効率性や経済性に基づく指標を設定しました。

事例 1 国民健康保険事業

(1) 調査概要

令和4年度の調査では、①費用の構造の経年比較と②ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者一人あたりの医療費及び事務コスト（費用の合計）について、2自治体（ア、イ）の令和元年度から令和3年度の3か年分の分析を行いました。

国民健康保険事業における比較分析は、令和3年度の事業別分析部会の活動がコロナ禍の影響で中止されたため、令和2年度に引き続き3年目です。

(2) 国民健康保険事業の事業別比較分析シート

分析に用いた財務情報、非財務情報及び単位あたりコストは表1のとおり。

表1 事業別比較分析シート（国民健康保険事業）

		ア (R元)	ア (R2)	ア (R3)	イ (R元)	イ (R2)	イ (R3)		
財務 情報	費用	人件費(B+C+D+E+F)	A	354,943	370,987	386,615	224,340	269,264	267,599
		常勤職員に係る給料・職員手当、共済費等	B	237,286	248,520	241,416	168,054	169,787	166,042
		会計年度任用職員に係る給料、職員手当等		0	74,909	76,505	0	56,206	60,994
		うちフルタイムの会計年度任用職員	C	0	0	0	0	20,685	21,452
		うちパートタイムの会計年度任用職員	C'	0	74,909	76,505	0	35,521	39,542
		非常勤職員に係る報酬・共済費等	D	73,085	0		38,322	0	0
		臨時職員に係る賃金・共済費等	D'	7,428	0		17,717	0	0
		賞与・退職手当引当金繰入金（常勤職員）	E	36,794	44,858	63,336	62	43,052	40,252
		賞与・退職手当引当金繰入金（会計年度任用職員）	E'	0	2,479	5,231	0	0	0
		その他	F	350	221	127	185	219	311
		物件費(H+I)	G	243,839	187,594	251,425	214,151	159,431	149,029
		委託料	H	129,932	94,165	137,627	146,519	88,751	79,624
		その他	I	113,907	93,429	113,798	67,632	70,680	69,405
		維持補修費	J	0	0	0	43	109	2
		扶助費	K	0	0	0	0	0	0
		補助費等	L	5,403	7,069	9,126	31,612	27,644	32,867
		減価償却費	M	0	0	0	73,345	299	299
		その他	N	0	0	0	0	0	0
		合計 (A+G+J+K+L+M+N)	O	604,185	565,650	647,166	543,491	456,747	449,796

		ア (R元)	ア (R2)	ア (R3)	イ (R元)	イ (R2)	イ (R3)	
非財務 情報	1 被保険者数（総数）	AA	90,192	88,367	86,930	67,746	65,936	64,898
	2 被保険者数（一般被保険者数）	AB	90,135	88,367	86,930	67,685	65,935	64,898
	3 職員数	AC	37	37	37	24	24	23
	4 ジェネリック（後発）医薬品の使用割合	AD	77.57%	79.13%	78.86%	72.95%	74.64%	%
	5 医療費（一般被保険者分）（円）	AE	32,198,636,838	30,982,289,637	32,254,646,189	27,442,740,080	26,220,341,890	26,915,881,051
	6 一人あたり医療費（一般被保険者分）（千円）	AF	357	351	371	405	398	415
	7 取納率	AG	90.69%	91.33%	92.87%	68.74%	70.02%	71.97%
	8 事務委託の有無	AH	無	無	無	無	無	無
	9 事務委託の有の場合は経費	AI						
	10 システムの運用形態	AJ	ベンダー委託	ベンダー委託	ベンダー委託	ベンダー委託	ベンダー委託	ベンダー委託
	11 本庁舎、支所等の窓口の数	AK	7	7	7	4	4	4
単位あたり コスト	1 被保険者数 (Q/AA) (円)	AM	6,699	6,401	7,445	8,021	6,927	6,931

※ジェネリック医薬品使用割合は、厚生労働省が公表している毎年度9月診療分のデータを用いています。

(3) 調査結果及び考察

①費用の構造の経年比較

国民健康保険事業の事務コスト（費用の合計）は、主に職員の人件費と委託料をはじめとする物件費から構成されています（表2）。

令和2年度の分析では、人件費の経費の差の要因として職種別（常勤、非常勤・臨時職員、民間委託）の事務分担の差異が影響している可能性があることがわかりました。

今回の分析で、2市の状況を改めて経年比較しました（表3、図1）が、アの令和2年度から令和3年度に見られるように、常勤職員の割合は減った（表3）ものの事務コストが増えている（図1）場合も見られ、少ないデータでは詳細な検証はできませんでした。

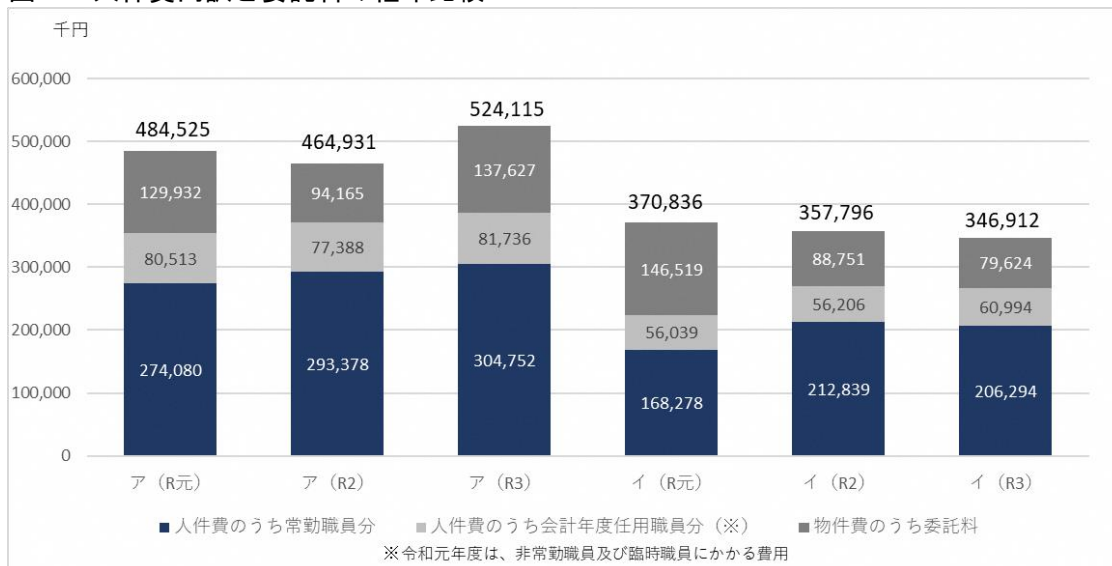
表2 各年度の事務コスト構成比

	ア (R元)	ア (R2)	ア (R3)	イ (R元)	イ (R2)	イ (R3)
人件費	58.7%	65.6%	59.7%	41.3%	59.0%	59.5%
物件費	40.4%	33.2%	38.9%	39.4%	34.9%	33.1%
その他（補助費等ほか）	0.9%	1.2%	1.4%	19.3%	6.1%	7.4%

表3 人件費内訳と事務コストの構成比の経年比較

	ア (R元)	ア (R2)	ア (R3)	イ (R元)	イ (R2)	イ (R3)
人件費のうち常勤職員分	56.6%	63.1%	58.1%	45.4%	59.5%	59.5%
人件費のうち会計年度任用職員分（※）	16.6%	16.6%	15.6%	15.1%	15.7%	17.6%
物件費のうち委託料	26.8%	20.3%	26.3%	39.5%	24.8%	23.0%

図1 人件費内訳と委託料の経年比較



②被保険者1人あたりの医療費とジェネリック医薬品の使用割合の関係

国民健康保険の被保険者数(図2)については、減少傾向が続いているものの、受診控えがあったコロナ禍初期の令和2年度を除き、1人あたり医療費(表4、図2)は増えています。

両自治体とも、財政改革計画やデータヘルス計画において、ジェネリック医薬品の普及促進に関する記載があるため、ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたりの医療費に相関関係があるか比較を行いました。(表4、図3)

ジェネリック医薬品の使用割合については両自治体とも令和元年度から令和2年度にかけて伸び率が高くなっています。一方、被保険者1人あたりの医療費については、令和元年度決算から令和2年度決算にかけて下がっており、ジェネリック医薬品の使用割合の上昇が、被保険者1人あたりの医療費の減少に寄与した可能性があります。

また、令和2年度から令和3年度にかけては、両自治体ともジェネリック医薬品の使用割合はほぼ横ばいですが、被保険者1人あたりの医療費は増加しています。これは、1人当たりコストの分母である国民健康保険の被保険者数が両自治体とも減少傾向であるためと考えられます。

2つの経年比較から、今後も増加する傾向にある被保険者1人あたりの医療費増加を抑える対策の一つとして、ジェネリック医薬品の使用割合をより向上させていくことが考えられます。

表4 被保険者1人あたりの医療費とジェネリック医薬品の使用割合

	ア(R元)	ア(R2)	ア(R3)	イ(R元)	イ(R2)	イ(R3)
被保険者1人あたりの医療費(千円)	357	351	371	405	398	415
ジェネリック医薬品使用割合	75.11%	79.13%	78.86%	69.76%	74.64%	74.48%
被保険者1人あたりの事務コスト(円)	6,699	6,401	7,445	8,021	6,927	6,931

図2 被保険者数と被保険者1人あたりの医療費

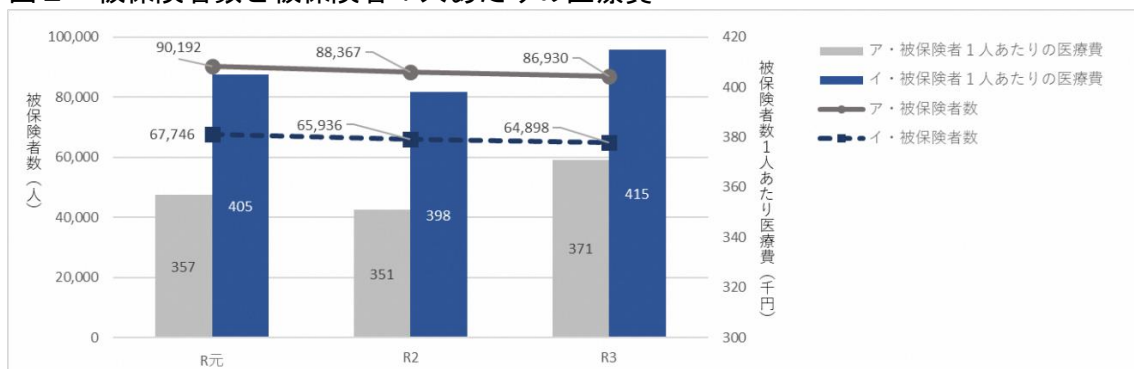
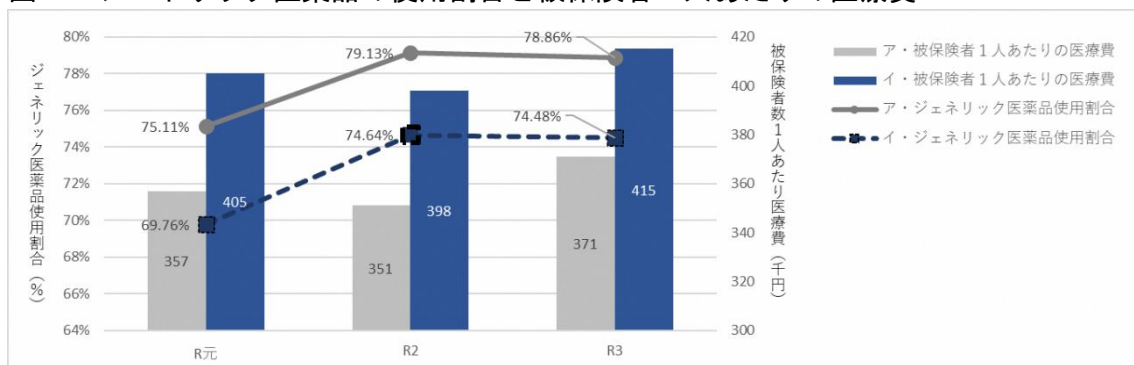


図3 ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたりの医療費



③ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたりの事務コストの関係

ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたりの事務コスト（表5、図4）に相関関係があるか比較を行いました。

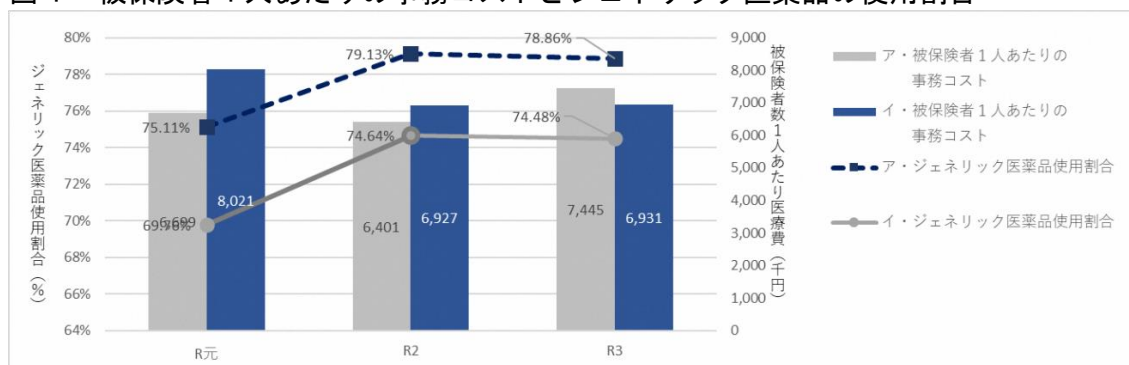
令和元年度から令和2年度にかけては、両自治体ともジェネリック医薬品の使用割合の上昇率が高くなっています。一方、被保険者1人あたりの事務コストは両自治体とも下落していますが、特にイでは、委託料や減価償却費などが大きく減少しているのが要因と考えられます。（表1）

また、令和2年度から令和3年度にかけては、両自治体ともジェネリック医薬品の使用割合はほぼ横ばいですが、被保険者1人あたりの事務コストについては増加しています。この期間の被保険者1人あたりの事務コストが増加した理由の一つとして、被保険者数が減少傾向であることが考えられます（図1）が、ジェネリック医薬品の使用割合のみが理由ではない可能性があり、明確な相関関係があるかどうか判断するのは難しいと考えられます。

表5 被保険者1人あたりの事務コストとジェネリック医薬品の使用割合

	ア (R元)	ア (R2)	ア (R3)	イ (R元)	イ (R2)	イ (R3)
被保険者1人あたりの事務コスト (円)	6,699	6,401	7,445	8,021	6,927	6,931
ジェネリック医薬品使用割合	75.11%	79.13%	78.86%	69.76%	74.64%	74.48%

図4 被保険者1人あたりの事務コストとジェネリック医薬品の使用割合



(3) まとめと今後の課題

国民健康保険事業については、ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたり医療費、被保険者1人あたりの事務コストの関係について、比較及び分析を行いました。その結果、ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたり医療費については相関関係がある可能性があり、今後も増加する傾向にある被保険者1人あたりの医療費増加を抑える対策の一つとして、ジェネリック医薬品の使用割合をより向上させていくことが考えられます。一方、ジェネリック医薬品の使用割合と被保険者1人あたりの事務コストについては、相関関係がない可能性があることが分かりました。

ジェネリック医薬品の使用割合のさらなる向上に向けて、使用割合が高い自治体がどのような取り組みをしているのか、参考にできる取り組みはないのかなどを検証することで、今回の分析をさらに深め、被保険者1人あたりの医療費の改善などに生かすことが必要です。

今回は2自治体のみでのデータで分析を行ったため、幅広い分析が難しく、詳細な検証も困難でした。分析を業務改善に生かすためには、多くの自治体が参加し、自治体間比較や経年比較をすることが必要です。

事例2 生活保護事業

(1) 調査概要

令和4年度の調査では、被保護一世帯当たりの事務コストについて、2自治体（ア、イ）の令和元年度～令和3年度の3か年分の分析を行いました。

事務コストからは維持補修費、扶助費を除外しました。また、補助費等についても国等支出金の返還金により大きく数値が変動するため、除外しました。

生活保護制度における級地区分はいずれも1級地-1に該当し、地域の生活水準に大きな差はありません。

(2) 生活保護事業の事業別比較分析シート

分析に用いた財務情報、非財務情報及び単位あたりコストは表1のとおり。

表1 事業別比較分析シート (生活保護事業) (千円)

		ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)		
財務 情報	人件費(B+C+D+E+E'+F)	A	519,673	498,826	539,696	510,453	464,140	446,675	
	常勤職員に係る給料・職員手当、共済費等	B	327,799	337,285	366,658	401,689	376,977	377,897	
	会計年度任用職員に係る報酬・共済費等	C	143,711	134,010	-	39,154	37,707	-	
	うちフルタイムの会計年度任用職員	C'	134,632	0	-	8,152	6,030	-	
	うちパートタイムの会計年度任用職員	C''	9,079	134,010	-	31,002	31,677	-	
	非常勤職員に係る報酬・共済費等	D	0	0	104,699	1,086	1,086	31,969	
	賞与・退職手当引当金繰入金 (常勤職員)	E	48,163	19,703	8,321	68,524	48,370	7,457	
	賞与・退職手当引当金繰入金 (会計年度任用職員)	E'	0	7,828	60,018	0	0	29,352	
	その他	F	0	0	0	0	0	0	
	物件費(H+I)	G	12,764	12,385	13,228	22,785	22,177	22,150	
	委託料	H	10,759	10,075	10,808	4,937	4,967	10,830	
	その他	I	2,005	2,310	2,420	17,848	17,210	11,320	
	維持補修費	J	0	0	0	17	37	90	
	扶助費	K	13,828,233	13,265,856	13,429,314	9,778,482	9,778,482	10,092,131	
	医療扶助費	L	6,315,629	5,899,202	6,098,595	4,794,164	4,913,620	5,109,013	
	生活扶助費	M	4,135,745	4,103,020	4,109,576	2,885,651	2,916,886	2,933,000	
	住宅扶助費	N	2,834,729	2,760,565	2,712,828	1,663,609	1,652,951	1,641,018	
	介護扶助費	O	357,174	320,188	320,586	217,648	217,024	204,111	
	その他	P	184,956	182,881	187,729	217,410	200,809	204,989	
	補助費等	Q	120,924	274,383	394,072	142,716	79,657	1,455	
	減価償却費	R	0	0	0	0	0	0	
	不納欠損引当金繰入額	S	29,547	152,247	140,985	0	22,438	14,246	
	その他	T	0	0	0	0	0	11,338	
	合計 (A+G+J+K+Q+R+S+T)	U	14,511,141	14,203,697	14,517,295	10,454,453	10,489,739	10,588,085	
	合計 (単位コスト算出用) (U-J-K-Q)	V	561,984	663,458	693,909	533,238	631,563	494,409	
	資産	収入未済	W	779,136	793,804	840,981	339,403	355,282	377,456
	負債	不納欠損引当金	X	-384,110	-387,907	-340,701	-240,129	-264,659	-261,517

		ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)	
非財務 情報	被保護者数 (人)	AA	7,813	7,728	7,788	5,601	5,686	5,599
	被保護世帯数 (世帯)	AB	5,923	5,794	5,695	4,359	4,370	4,252
	職員数 (人)	AC	45.8	45.2	48.4	53.82	51.29	50.35
	ケースワーカーの数	AD	53	53	51	40	40	39
	福祉事務所の数 (箇所)	AE	1	1	1	1	1	1
	ジェネリック (後発) 医薬品の使用割合	AF	92.0%	91.0%	89.3%	86.0%	86.2%	84.5%
	不納欠損率 (%)	AG	49.3%	48.9%	40.5%	70.8%	74.5%	69.3%
	業務委託の有無	AH	有	有	有	有	有	有
	生活保護システム保守委託 (千円)	AI	-	-	2,159	1,518	2,376	7,791
	レセプト点検業務委託 (千円)	AJ	1,252	1,157	1,088	749	1,481	1,956
	就労支援業務委託 (千円)	AK	-	-	-	-	-	-
	資産調査業務委託 (千円)	AL	-	-	-	-	-	-
	法第29条調査業務委託 (千円)	AM	-	-	-	-	-	-
	居住生活移行支援業務委託 (千円)	AN	-	-	-	-	-	-
	居住安定化・自立支援業務委託 (千円)	AO	-	-	-	-	-	-
介護認定調査業務委託 (千円)	AP	382	185	409	-	-	-	
その他 (千円)	AQ	9,125	8,733	9,311	1,083	1,110	1,083	

		ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)	
単位あたり コスト	被保護者一人あたりコスト (V/AA) (円)	BA	71,929	85,851	89,100	95,204	111,073	88,303
	被保護世帯一世帯あたりコスト (V/AB) (円)	BB	94,882	114,509	121,845	122,331	116,422	116,277
	職員一人あたりコスト (V/AC) (千円)	BC	12,270	14,678	14,337	9,908	12,314	9,819

(3) 調査結果及び考察

① 被保護一世帯当たりの事務コスト

表2から、生活保護事業の事務コストは主に人件費、物件費、不納欠損引当金繰入額から構成されています。

ア、イの両自治体とも合計（単位コスト算出用（V））の値は、概ね12万円前後で推移しています。内訳では、人件費と不納欠損引当金繰入額についてはアが高く、物件費についてはイが高い傾向があります。

アの令和3年度分については大きく減少していますが、同年度の不納欠損引当金繰入額が減少したことが要因と考えられます。

表2 被保護一世帯当たりの事務コスト（円）

		ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)		
財務 情報	費用	人件費(B+C+D+E+E'+F)	A	87,738	86,094	94,766	117,103	106,212	105,051
		常勤職員に係る給料・職員手当、共済費等	B	55,343	58,213	64,382	92,152	86,265	88,875
		会計年度任用職員に係る報酬・共済費等	C	24,263	23,129	-	8,982	8,629	-
		うちフルタイムの会計年度任用職員	C'	22,730	0	-	1,870	1,380	-
		うちパートタイムの会計年度任用職員	C''	1,533	23,129	-	7,112	7,249	-
		非常勤職員に係る報酬・共済費等	D	0	0	18,384	249	249	7,519
		賞与・退職手当引当金繰入金（常勤職員）	E	8,132	3,401	1,461	15,720	11,069	1,754
		賞与・退職手当引当金繰入金（会計年度任用職員）	E'	0	1,351	10,539	0	0	6,903
		その他	F	0	0	0	0	0	0
		物件費(H+I)	G	2,155	2,138	2,323	5,228	5,075	5,209
		委託料	H	1,816	1,739	1,898	1,133	1,137	2,547
		その他	I	339	399	425	4,095	3,938	2,662
		維持補修費	J	0	0	0	4	8	21
		扶助費	K	2,334,668	2,289,585	2,358,089	2,243,285	2,265,742	2,373,502
		医療扶助費	L	1,066,289	1,018,157	1,070,868	1,099,831	1,124,398	1,201,555
		生活扶助費	M	698,252	708,150	721,611	661,998	667,480	689,793
		住宅扶助費	N	478,597	476,452	476,353	381,649	378,250	385,940
		介護扶助費	O	60,303	55,262	56,293	49,931	49,662	48,004
		その他	P	31,227	31,564	32,964	49,876	45,952	48,210
		補助費等	Q	20,416	47,356	69,196	32,741	18,228	342
		減価償却費	R	0	0	0	0	0	0
		不納欠損引当金繰入額	S	4,989	26,277	24,756	0	5,135	3,350
		その他	T	0	0	0	0	0	2,667
		合計 (A+G+J+K+Q+R+S+T)	U	2,449,966	2,451,450	2,549,130	2,398,361	2,400,400	2,490,142
		合計 (単位コスト算出用) (U-J-K-Q)	V	94,882	114,509	121,845	122,331	116,422	116,277

② 被保護一世帯当たりの人件費

表3から、被保護一世帯当たりの人件費については、各年度ともアの方が低い数値となっています。人件費の内訳を見てみると、アの方が会計年度任用職員の割合が高くなっています。

表4に被保護世帯数と職員数、ケースワーカー数を示しています。ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数は、両自治体とも110人前後で大きな差はないですが、常勤・再任用職員数はイの方が多くなっています。

以上のことから、アの自治体では、会計年度任用職員がケースワーク業務も含めて多数従事しており、そのことが人件費の低さの要因であると考えられます。

表3 被保護一世帯当たりの人件費（円）

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)	
財務 情報	費用	人件費(B+C+D+E+E'+F)	A	87,738	86,094	94,766	117,103	106,212	105,051
		常勤職員に係る給料・職員手当、共済費等	B	55,343	58,213	64,382	92,152	86,265	88,875
		会計年度任用職員に係る報酬・共済費等	C	24,263	23,129	-	8,982	8,629	-
		うちフルタイムの会計年度任用職員	C'	22,730	0	-	1,870	1,380	-
		うちパートタイムの会計年度任用職員	C''	1,533	23,129	-	7,112	7,249	-
		非常勤職員に係る報酬・共済費等	D	0	0	18,384	249	249	7,519
		賞与・退職手当引当金繰入金（常勤職員）	E	8,132	3,401	1,461	15,720	11,069	1,754
		賞与・退職手当引当金繰入金（会計年度任用職員）	E'	0	1,351	10,539	0	0	6,903
		その他	F	0	0	0	0	0	0

表4 被保護世帯数と職員数、ケースワーカー数

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)
非財務 情報	被保護世帯数（世帯）	AB	5,923	5,794	5,695	4,359	4,370	4,252
	職員数（人）	AC	45.8	45.2	48.4	53.82	51.29	50.35
	ケースワーカーの数	AD	53	53	51	40	40	39

③ 被保護一世帯当たりの物件費

被保護一世帯当たりの物件費は、表5のとおりです。各年度とも、イにおける物件費のその他の数値が高いですが、これは診療報酬や介護給付費に係る審査支払手数料を物件費（役務費）に計上していることによるものと考えられます。

参考として、表6に業務委託の内容を記載しています。

表5 被保護一世帯当たりの物件費（円）

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)	
財務 情報	費用	物件費(H+I)	G	2,155	2,138	2,323	5,228	5,075	5,209
		委託料	H	1,816	1,739	1,898	1,133	1,137	2,547
		その他	I	339	399	425	4,095	3,938	2,662

表6 業務委託の内容

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)
非財務 情報	業務委託の有無	AH	有	有	有	有	有	有
	生活保護システム保守委託（千円）	AI	-	-	2,159	1,518	2,376	7,791
	レセプト点検業務委託（千円）	AJ	1,252	1,157	1,088	749	1,481	1,956
	就労支援業務委託（千円）	AK	-	-	-	-	-	-
	資産調査業務委託（千円）	AL	-	-	-	-	-	-
	法第29条調査業務委託（千円）	AM	-	-	-	-	-	-
	居住生活移行支援業務委託（千円）	AN	-	-	-	-	-	-
	居住安定化・自立支援業務委託（千円）	AO	-	-	-	-	-	-
	介護認定調査業務委託（千円）	AP	382	185	409	-	-	-
その他（千円）	AQ	9,125	8,733	9,311	1,083	1,110	1,083	

④ 被保護一世帯当たりの不納欠損引当金繰入額

不納欠損引当金は収入未済のうち回収できない見込みの額であり、過去の不納欠損実績に基づき計上しています。生活保護費の返還金等に係る不納欠損額については、適切な債権管理が行われていない場合には国庫負担金の対象外となるため、適切な債権管理の下、適正に不納欠損処理が行われることが必要です。

表7のとおり、費用面では、両自治体とも、令和3年度の不納欠損引当金繰入額が前年度から減少しており、被保護一世帯当たりの事務コストの低減に貢献しています。資産面でも、収入未済及び不納欠損引当金の額も前年度から減少しており、債権管理の適正化が進んでいることがわかります。

参考として、表8で不納欠損率を示しています。ここでは、不納欠損率は収入未済額に対する不納欠損引当金の割合を表しています。

表7 被保護一世帯当たりの不納欠損引当金繰入額（円）

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)	
財務 情報	費用	不納欠損引当金繰入額	S	4,989	26,277	24,756	0	5,135	3,350
	資産	収入未済	W	131,544	137,004	147,670	77,863	81,300	88,771
		不納欠損引当金	X	-64,851	-66,950	-59,825	-55,088	-60,563	-61,504

表8 不納欠損率

			ア (R3)	ア (R2)	ア (R元)	イ (R3)	イ (R2)	イ (R元)
非財務 情報	不納欠損率 (%)	AG	49.3%	48.9%	40.5%	70.8%	74.5%	69.3%

（４）まとめと今後の課題

今回の調査では、被保護一世帯当たりの事務コストについて経年比較を行い、常勤職員と会計年度任用職員の比率や、生活保護費の返還金等に係る不納欠損引当金繰入額が事務コストに影響を与えているということが結果として表れました。

今後の課題としては、生活保護法に基づく返還金及び保護変更決定に伴う戻入金の処理件数や返還（戻入）金の収納額などを調査することにより、生活保護事業の過誤率、適正度などの業務正確性を業務効率化の視点と合わせて比較・分析することが有効であると考えられます。

また、人件費の分析においては、常勤職員以外の職員が担う業務の内容や常勤職員との業務分担方法などを比較すること、物件費の分析においては、業務委託の種類や内容が業務効率化にどう影響しているのかを調査・分析することが必要です。

4 全体のまとめと課題

国民健康保険事業では、今後も増加する傾向にある被保険者1人あたりの医療費増加を抑える対策の一つとして、ジェネリック医薬品の使用割合をより向上させていくことが示唆されました。

生活保護事業では、被保護一世帯当たりの事務コストについて経年比較を行い、常勤職員と会計年度任用職員の比率や、生活保護費の返還金等に係る不納欠損引当金繰入額が事務コストに影響を与えているということがわかりました。

今回は2自治体のみでのデータで分析を行ったため、幅広い分析が難しく、詳細な検証も困難でした。分析を業務改善に生かすためには、多くの自治体に参加し、自治体間比較や経年比較をすることが必要です。

自治体間比較を継続していき、分析の精度を高め、他自治体の特徴的な取り組みを参考に、市民サービスの向上につなげるため、引き続き公会計情報の活用を推進していきます。